

「天使のパンや」平岡先生のパンづくり

大空町女満別の「天使のパンや ブランジェ アンジュ」店長である平岡先生を講師に招いた加工講習会を、農業交流センターで開催します。プロの先生が教えるひと味違ったパンづくりをぜひ体験してみませんか。

○と き 12月13日(火) 10時～15時

- と ころ 農業交流センター加工室
- 種 類 メロンパン、惣菜パンなど
- 参加費 1,000円(当日徴収します)
- 定 員 8人～先着順
- 申込み 電話予約のみ(12月9日(金)17時まで)

■問合せ 農林商工課農政係 (☎47-2116 役場2階 窓口13番)

令和4年度 認定こども園説明会・見学会

入園をお考えの方、こども園のことを知りたい方、こども園の生活や入園手続きなどについてご案内します。説明会の後は、園内の見学もできます。また、当日は、職員による託児を実施します。



- と き 12月15日(木) 18時30分～19時30分
- と ころ 町認定こども園「わくわく園」ゆうぎしつ
- 申込み 12月14日(水)までに認定こども園へ申し込み(参加・託児)をお願いします
- その他 ①当日は、検温・手指消毒・マスク着用にご協力ください
②この日は都合が悪く参加できない方で、説明や見学を希望される方は、こども園までご連絡ください

■問合せ 認定こども園 (☎47-2622)

一般家庭の防火査察を実施



消防団員が一般住宅周辺の防火査察を行いますので、ご協力をお願いします。

- と き 12月4日(日)
- 対 象 市街地区(消防団員が実施)

危険物取扱者試験・消防設備士試験

- と き 令和5年1月29日(日)
- と ころ 北見市
- 種 類 全種全類
- 受付期間
 - ・電子申請 11月29日(火)～12月6日(火)
 - ・書面申請 12月2日(金)～9日(金)

歳末火災特別警戒 12月15日から31日

12月15日(木)から31日(土)までの17日間、全国一斉に「歳末火災特別警戒」が行われます。季節柄、暖房などの火気の使用が増え、年末の慌ただしさから、火の元の点検や後始末がおろそかになり「つい、うっかり」型の火災が発生しやすくなります。

火の取り扱いに十分注意し、火災のない明るい新年を迎えましょう。

■家庭での火災予防対策

- ・就寝前、外出時は火の元を点検しましょう
- ・ストーブなど暖房器具の給油時、移動時には火を止めましょう
- ・たばこは灰皿のある場所で吸い、寝たばこやポイ捨てはやめましょう
- ・調理中はその場から離れず、やむを得ず離れる際は必ず火を消しましょう
- ・家の周囲には、燃えやすいものを置かないようにしましょう
- ・配線まわりは定期的に掃除を行い、コードの上に物を載せたり、コードをまとめたり、たこ足配線をしないように注意しましょう



■万一来て備えて

- ・住宅用消火器具の備え付けや使用方法について確認しましょう
- ・火災の逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器の定期的な点検を行い、正常に作動するか確認しましょう。また、設置から10年以上経っている場合は交換しましょう

■問合せ 消防署訓子府支署 (☎47-2419)

公的年金などを受給されている方へ

以下のいずれにも該当する場合には、計算の結果、納税額がある場合でも、所得税および復興特別所得税の確定申告は必要ありません。

- 公的年金などの収入金額が400万円以下の方
- ※複数から受給されている場合は、その合計額です。
- 公的年金などの全部が源泉徴収の対象となる方
- 公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方
- ※「公的年金などに係る雑所得以外の所得」で主なものの所得金額の計算方法は、次のとおりです。

所得の種類	所得の内容	所得金額の計算方法
給与所得	給与・賞与、パート収入など	給与などの収入金額－給与所得控除など
雑所得(公的年金など以外)	個人年金、原稿料など	総収入金額－必要経費
配当所得	※上場株式などに係る配当所得の申告不要制度を選択した場合は除きます。	収入金額－株式などの元本取得に要した負債の利子
一時所得	生命保険の満期返戻金など	(総収入金額－収入を得るために直接要した金額－特別控除額【最高50万円】)×1/2

- ・源泉徴収税額や予定納税額があり、所得税および復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告をする必要があります
- ・スマートフォンでもご利用いただける国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額などを入力することにより、税額などが自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成することができます
- ・確定申告書には、マイナンバーの記載が必要です。マイナンバーを記載した申告書などを提出する際は、毎回マイナンバーカードなどの本人確認書類の提示または写しの添付が必要です
- ・確定申告書の作成に当たっては、復興特別所得税の記入を忘れずをお願いします
- ・公的年金などに係る雑所得以外の所得があり、その所得金額が20万円以下で所得税および復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります

■問合せ 町民課町民税係 (☎47-2193 役場1階 窓口1番)